

納税期	滞納人員	同金額	内工員	同金額
第一期(自四月至九月)	七十四人	二、三六・五七	三六四人	一〇八一・六一
第二期(自十月至三月)	一、〇〇六	二、八六八・八九	五二一人	一、四二四・二一
計	一、七二〇	五、一〇五・四六	八七五人	二、五〇五・八二

(右工員の内約八割は爭議團員である)

ハ、町の景氣 此の點について具體的數字を得ないのは遺憾であるが、爭議の永引いたこと、何もなく町民が不安を感じてゐたこと、在方の人の町に出ることが控へ目になつたこと、一般の會合等が少くなつたこと、等の理由によつて町の景氣が一段と不況になつたことは事實である。

昭和三年一月下田助四郎氏主催となつて野田窮民救護共濟本部を設け爭議のため困窮に陥れるもの四〇〇餘名に對し五回に涉りて白米其他の配給をした事實は是等の事情を物語つてゐるものである(但し火災保險會社、懷中電燈屋、魚屋、ゴム靴屋及酒屋は本爭議のため却て好景氣を受けたさうである)。

ニ、町の自治團體 從來野田町に於ては町民の自治的團體なかりしが本爭議の起るや商誘銀行重役高梨忠八郎氏を團長とし、町長以下町の有力者の幹部と町の中産階級並に小商人等約八百名を團員とする正義團(組織十月十二日)が生れた。

其綱領は

一、本團は社會共存共榮の大義に則り、産業の擁護、平和の確立、町永遠の福利増進を以て目的とす。

二、本團は社會正義に立脚し勞資相互の何れにも偏せざる中堅團體たること。

三、本團は常に町の情勢に對し厳正公平なる批判の下に行動し苟も輕舉妄動せざること。

依之觀之嚴正中立勞資不偏の團體の如くであるが爭議團側よりは會社と有無相通するところの一種の御用團體として之れを見、この正義團の活動が會社の態度を一層強硬ならしめて爭議を永びかせたこと謂ふて居る。四月二十日爭議の解決するや同二十二日正義團解散式が行はれた。

ホ、町の思想 從來至つて平和にして階級的色彩乏しかりし當町に於ても、未曾有の大爭議は感情と利害關係とよりして何程かの階級意識を與へたことは免かるべからざる事實であらう。從てこの心持が自ら勞資双方に反映して一層本爭議を深刻化せしめたものゝ様である。

ヘ、雜 町の祝事又は行事にして本爭議のため延期せられたるもの。

a、消防組に對する春秋二期の檢閲

b、野田小學校の増築祝

c、野田橋開通式

三、野田爭議と他の勞働組合

野田爭議に對して他の勞働組合のまつた態度は大體に於て二種に分ち得る。一つはやゝ積極的、直接的應援の態度であり、他の一つは消極的、間接的應援の態度である。最初は間接的であつたのが直接的に進んで來たのである。久しく開催を見